変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月3日	Ⅰ－1－③	1. 住民記録・印鑑オンラインシステム 2. 住基ネット 3. 住民基本台帳ネットワークシステム中間サーバ 4. 中間サーバ・プラットフォーム 5. システム基盤（市中間サーバ） 6. システム基盤（団体内統合宛名） 7. システム基盤（個人基本） ※「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住基ネットのシステム構成のうち、本市の市町村コミュニケーションサーバ（以下「札幌市CS」という。）において管理がなされているため、本評価では、住基ネットの内の札幌市CSを対象とする。	1. 住民記録・印鑑オンラインシステム 2. 住基ネット 3. 住民基本台帳ネットワークシステム中間サーバ 4. 中間サーバ・プラットフォーム 5. システム基盤（市中間サーバ） 6. システム基盤（団体内統合宛名） 7. システム基盤（個人基本） 8. サービス検索・電子申請機能 ※「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住基ネットのシステム構成のうち、本市の市町村コミュニケーションサーバ（以下「札幌市CS」という。）において管理がなされているため、本評価では、住基ネットの内の札幌市CSを対象とする。	事前	法令改正に伴い利用システムを追加するが、特定個人情報の取り扱いには変更が無いため、重要な変更には当たらない。
令和5年2月3日	Ⅰ－4－②	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事後	番号法の改正に基づく号数の修正
令和5年2月3日	Ⅰ－5－①	市民文化局地域振興部戸籍住民課	札幌市　デジタル戦略推進局　スマートシティ推進部　住民情報課	事後	機構名変更に伴う記載の変更のため、重要な変更に当たらない。
令和5年2月3日	Ⅰ－5－②	戸籍住民課長	住民情報課長	事後	機構名変更に伴う記載の変更のため、重要な変更に当たらない。
令和5年2月3日	Ⅰ－8	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 市民文化局地域振興部戸籍住民課	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課	事後	機構名変更に伴う記載の変更のため、重要な変更に当たらない。